

「亀岡市人権尊重推進審議会」委員募集要領

亀岡市人権尊重推進条例に基づく人権施策に関する計画策定等の審議をするため、「亀岡市人権尊重推進審議会」を設置します。

については、市民の意見を反映するために、下記のとおり委員を募集します。

記

- 1 応募資格 次に掲げる全ての要件を満たす人
 - (1) 満18歳以上で亀岡市内に在住・在勤の人
 - (2) 本市の人権行政に関心のある人
 - (3) 平日に開催する会議に出席できる人
 - (4) 本市議会議員や市の職員でない人
 - (5) 本市の審議会等の公募委員に2件以上就任していない人
- 2 募集人数 1名
- 3 開催回数 概ね5回程度
- 4 報酬 会議の出席ごとに委員報酬をお支払いします。
- 5 任期 委嘱日（令和6年7月予定）から2年間
- 6 応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記あてに持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。応募用紙は、市役所1階市民情報コーナー、5階人権啓発課で配布するほか、亀岡市ホームページからもダウンロードできます。

※応募書類は返却しません。
- 7 応募期限 令和6年5月24日（金）必着
- 8 選考方法 応募用紙の内容をもとに選考します。
- 9 選考基準
 - ・委員として、積極的に取り組む意欲があるか。
 - ・本審議会の設置趣旨とともに、社会全体の人権課題などについて理解しているか。
 - ・人権行政に関心があるだけでなく、人権尊重のまちづくりに関心があるか。
 - ・広い視野で、中立かつ公平な意見を述べることができるか。
- 10 問い合わせ・応募先 〒621-8501 亀岡市役所生涯学習部人権啓発課
電話：0771-25-5018
電子メール：jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp